平成２５年（フ）第１４４０号
埼玉県和光市新倉２丁目26番33号
債務者　小佐々　正
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４６９５号
大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目10番１―702号
債務者　大井運送こと　大井　康史
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１１９号
大阪市西区新町４丁目９番８―704号
債務者　下平　昌子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１７９号
大阪市生野区小路東４丁目３番28号　ＳＯＨＯ小路201
債務者　別府　由衣
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２７２号
大阪市此花区西九条４丁目５番２号　寺本住宅
債務者　細谷　暁由
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２９４号
大阪府豊中市新千里東町２丁目７番Ｃ３―309号
債務者　松田　　薫
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３４３号
大阪府茨木市総持寺駅前町８番１号　ドーミー茨木101号
債務者　長井　和代
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４１２号
大阪府高槻市大塚町１丁目11番20号、前住所大阪府高槻市高西町16番14号
債務者　井上　眞智（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５３３号
大阪府東大阪市池島町４丁目７番37号
債務者　橋本　友子
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５６６号
大阪市東住吉区湯里２丁目18番７―403号
債務者　桑野　良太
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６８７号
大阪府東大阪市加納５丁目10番15号　ボヌール21―304号
債務者　小嵜　純代
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７６７号
大阪府東大阪市角田１丁目５番41号　ルディシアコート301
債務者　長堀　広幸
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８０７号
大阪府池田市神田１丁目23番１―206号
債務者　永瀬　英雄
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６３５号
千葉県野田市東金野井1191番地の９
債務者　菊池　総彦
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６４８号
千葉県柏市千代田２丁目13番３号　コーポ司206号
債務者　中村　利哉
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２０６４号
愛知県知多市西巽が丘１丁目３番地の18　グリーンヒル巽が丘Ｃ―203
債務者　山中　雅輝
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１８０号
愛知県春日井市高森台７丁目１番地１　県営東高森台住宅306号棟107号室
債務者　三澤　勝治
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部